

## 公益通報Q & A

### ○公益通報者は学内・学外問わず誰でも良いのか？

→ 本規則及び法律では、公益通報をした者の保護を主要な目的としているため、誰でも対象となるわけではなく、本学と具体的な利害関係がある者を公益通報者として想定している。

具体的には以下のとおり。

- ・本学の役員
- ・本学の職員（労働者派遣契約等に基づき本学の業務に従事する者を含む。）
- ・本学の学生
- ・本学との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う事業者  
(例：清掃業務、警備業務、旅費計算業務)
- ・本学を退職し、1年以内の者

※別記様式「公益通報書（兼相談票）」の所属に記載のある者

### ○公益通報とはどのようなものか？

→ 公益通報窓口で公益通報として取り扱うのは「犯罪行為及び以下の対象法令に違反する行為」とされている。

- ・刑法
- ・食品衛生法
- ・金融商品取引法
- ・日本農林規格等に関する法律
- ・大気汚染防止法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・その他個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保  
その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法律として政令で定める  
もの（400件以上の該当法令有）。

### ○どのような案件を公益通報として取り扱うのか。

- ・論文の捏造等の研究不正に関する通報  
→ 研究者倫理等には違反しているが、具体的な法令違反行為を含まないため、「公益通報」に当たらない。
- ・ハラスメントに関する通報  
→ 当該ハラスメントが暴行・脅迫・強制わいせつなどの犯罪行為に当たる場合は、「公益通報」として取り扱う可能性がある。
- ・職場の同僚等の私生活上の法令違反行為に関する通報  
→ 事業と全く無関係な同僚等の私生活上の法令違反行為に関する通報は、「公益通報」に当たらない。
- ・業務上知り得た保有個人情報を、不正な利益を得る目的で他人に提供したという内容の通報  
→ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に違反するため、「公益通報」と

して取り扱う

※ハラスメント及び研究不正に関する通報に関しては、それぞれに対応窓口を設けており、そちらで対応を行う。

○通報を行う際に、通報先にはどの程度の内容を伝える必要があるのか。

→ 通報の対象となる事実については、具体的な法令名や条項を明示する必要はないが、通報が「公益通報」に該当するか否か判断できる程度に、またその後の調査や是正等が実施できる程度に具体的な事実を知らせる必要がある。